

(案)

那覇市若狭公民館及び那覇市繁多川公民館のパソコン機器等賃貸借契約

那覇市（以下「甲」という。）と “落札業者（リース会社）”（以下「乙」という。）は、乙所有の電算機器及び関連物品（以下「機器」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結し、信義に従ってこれを履行するものとする。

本契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条に規定する長期継続契約である。

- | | |
|----------|--|
| 1 品名及び数量 | 別紙 1 「機器類仕様書」のとおり |
| 2 賃貸借期間 | 令和6年12月1日から令和11年11月30日（60か月） |
| 3 総賃借料 | ¥ _____（月額 _____ 円）
（うち消費税額及び地方消費税額含む） |
| 4 機器設置場所 | 那覇市若狭公民館（那覇市若狭 2 丁目 12 番 1 号）
那覇市繁多川公民館（那覇市繁多川 4 丁目 1 番 38 号） |

契 約 条 項

（契約の趣旨）

第 1 条 甲に対する機器の賃貸借に関する契約内容については、この契約条項によるものとする。

（法令等の遵守）

第 2 条 甲及び乙は、本契約に基づき実施する全ての事項において、日本国国内法令及び、那覇市条例及び規則等を遵守し、これに違反してはならない。

（賃貸借料金）

第 3 条 機器の賃貸借料金は、頭書記載の金額とし、支払い方法は「別表 1」のとおりとする。

（消費税及び地方消費税）

第 4 条 消費税の算出に際して 1 円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

（賃貸料金の請求及び支払）

第 5 条 賃貸借料金について、那覇市若狭公民館設置分と那覇市繁多川公民館設置分に

(案)

分けて請求するものとする。

- 2 賃貸借料金は、分割して毎月分を支払うものとし、乙は毎月書面により甲に請求するものとする。
- 3 甲は、乙からの適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。
- 4 契約開始又は終了時において、機器の使用期間が1月に満たない場合は、使用した日数に応じて日割り計算するものとする。
- 5 甲の責めに帰すべき事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙は、支払期日の翌日から支払日まで、その請求金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(乙の所有権表示)

第6条 乙は、機器に乙の所有に属する旨の表示を行う。

- 2 甲は、前項の表示を汚したり、取り外してはならない。

(機器の保守及び保証)

第7条 乙は、甲が行う機器の保守にかかるメーカーサポート窓口の照会及び修理等に伴う物品の調達等について協力義務を負うものとする。

- 2 甲の依頼により乙が機器を修繕する場合は、乙は甲に修繕内容を報告するものとする。
- 3 当該保守については、機器の重大な瑕疵に起因する不良動作については対象としない。

(部品の取付、機器の改造及び移転)

第8条 甲は、次に定める項目については、あらかじめ乙の文書による承諾を必要とする。

- (1) 機器に部品を取り付ける場合
- (2) 機器を改造する場合
- (3) 機器を移設する場合

(技術指導等)

第9条 機器の使用に際し、甲が必要とする基本的技術指導及び指導等に要する経費は、乙の負担とする。

- 2 前項に定める基本的技術及び指導とは、次の事項を含むものとする。
 - (1) 機器の初期設定に関すること
 - (2) 機器のOS(オペレーティングシステム)操作に関すること
 - (3) 主な導入ソフトの操作に関すること

(善良なる管理者の注意等)

(案)

第10条 甲は、善良なる管理者の注意をもって機器を管理する。

2 甲は、機器の使用に際しては、それらに添付された取扱説明書等に定めるとおりの用法及び用途に使用する。

3 甲は、機器及びこの契約に基づく賃借権等を第三者の権利の目的物とすることはできない。

(乙の責任制限)

第11条 乙は、ソフトウェアに起因する機器の動作停止、故障、事故等によって甲に生じた損害については、一切の責任を負わない。

(瑕疵)

第12条 甲は、乙の機器の納入設置及び調整等に起因する隠れた瑕疵を確認した場合は、乙に報告するものとし、乙はすみやかに適切な処置を行うと同時に、甲に処置内容を報告する。

2 前項の処置に関する経費は、乙の負担とする。

(通知業務)

第13条 次の場合、甲は、遅滞なく乙に通知しなければならない。

(1) 機器につき、乙の権利を侵害するような事態が発生したとき又は、そのおそれがあるとき。

(2) 機器につき、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。

(契約の解除)

第14条 甲及び乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には何ら催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第2条に記載された法令遵守ができなかった場合

(2) 重大な過失又は背信行為を受けた場合

(3) 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続き開始、民事再生法手続き開始、会社更生法手続き開始、特別清算開始の申立があった場合

(4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(5) 公訴公課の滞納処分を受けた場合

(6) 天災その他のやむを得ない事由により、本契約を履行することができなくなった場合

(7) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

2 甲及び乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 本契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条

(案)

に規定する長期継続契約であるため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、本契約の変更又は解除をすることができる。

- 4 甲は、乙、乙の代理人、乙からの再委託契約の当事者又は、乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、この契約を解除することができる。

(保険)

第15条 乙は、自己の責任においてパソコン機器等に動産総合保険を付保するものとし、その保険料は乙が負担する。

- 2 動産総合保険の内容等については、別紙2「動産総合保険内容」のとおりとする。

(損害賠償等)

第16条 甲及び乙が本契約の債務不履行により、相手方に損害を与えた場合、甲及び乙は損害の回復について誠意を持って協議するものとする。

- 2 甲及び乙が本契約に違反したことにより相手方に損害を与えた場合は、甲及び乙は、本契約の解除の有無に関わらず、相手方に対して損害賠償を請求することができるものとする。ただし、間接損害、又は当事者の責に帰すことができない事由によって生じた直接損害については、賠償責任を負わないものとする。
- 3 損害賠償額について甲乙協議のうえ、本契約の対価を限度として賠償責任を負うものとする。

(合意管轄)

第17条 本契約にかかる訴訟は、甲の本庁所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

(その他)

第18条 甲及び乙は、本契約に基づき実施する全ての事項において、相手方の業務に支障をきたさないよう協力するものとし、この契約に定めない事項及びこの契約の条項に疑義が生じた場合は、那覇市契約規則（平成26年12月26日那覇市規則第59号）によるもののほか、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

(案)

令和6年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙 住所
事業者名
代表者名

(案)

別表 1

①那覇市若狭公民館設置分

年 度	月数	支 払 い 金 額	
		月 額	年 額
令和6年度	4	月額 円	円
令和7年度	12	月額 円	円
令和8年度	12	月額 円	円
令和9年度	12	月額 円	円
令和10年度	12	月額 円	円
令和11年度	8	月額 円	円
計	60	計	円

②那覇市繁多川公民館設置分

年 度	月数	支 払 い 金 額	
		月 額	年 額
令和6年度	4	月額 円	円
令和7年度	12	月額 円	円
令和8年度	12	月額 円	円
令和9年度	12	月額 円	円
令和10年度	12	月額 円	円
令和11年度	8	月額 円	円
計	60	計	円